

## 第9回

### 普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会

日時 平成27年6月3日(水)

午後3時00分～午後5時37分

場所 県庁6階 第1特別会議室

(午後3時00分 開会前)

・事務局より配付資料確認

・委員より質問事項の取り下げ確認

**○委員** まだ会議は始まっていないと思いますが、前回皆さんに、事務局の皆さんも含めて、今回の追加の質問というのをお送りしたのですが、今日それが配付されてないのですが、この2点についていろいろ考えまして、この追加の質問は取り下げたいというように思っておりますので、それは事務局の皆さん、よろしくをお願いします。取り下げということ。

**○委員長** 結構でございますよ。明確に出したものに限定して、やるやらないというようなことはないので、それについては、きょうは質問しないということであれば、それは結構でございますので、それをお願いします。よろしく。

それから、何か事前にありますか。

・委員より「検証結果報告書」原案配付確認

**○委員** 事務的な、会議に入る前ですけど、1つは、先日弁護士3人で報告書の目次や原案を作成するというお話をさせていただいたので、とりあえずお手元に配られていると思いますので、これを一応提出しますので、委員の質疑が終わった後に、少しこの内容をご説明して、今後、また次のステップに行く段取りをしたいと思います。

それから日程ですけれども、今月分の日程は入っていますが、残り2回ですかということで、足りるかどうかという問題がありまして、できれば7月頭あたりに予備で1回入れておいたほうがいいのではないかと、日程調整だけの話ですけど、そう思いますので、もしあれであれば今、日程をとってもらったらどうかと思いますが。

**○委員長** そうだということに思いますが、皆さんよろしいですか。

言い出しっぺと言うと何ですけど、ちょっと。

・7月委員会日程調整…(平成27年6月29日・午前10時開始で調整済・会場未定)

○委員 7月の最初の週の1日・水曜日、あるいは3日・金曜日あたりだと。私が1日はだめです。3日の金曜日などはどうでしょうか。

○委員長 私は大丈夫です。

○委員 私は1日がいいですね。

○委員 時間帯はもうこの時間なので、その週は私がだめですね。時間をずらしても大丈夫ですか。1日・午前中でもできますか。

○委員長 大丈夫ですか。

○委員 水曜日は午前中に講義が入っておりまして、ちょっとこれはさぼれないもので、できましたら別の時間帯でお願いしたいです。

○委員 では、その前倒しでやりますか。30日。

○委員 30日も結構ですよ。大丈夫。

○委員長 2日は。

○委員 すみません、2日は私がちょっと。午前なら大丈夫です。

○委員 2日の午前でもオーケーです。

○委員長 午前がちょっと具合悪いのですよね。2日は。

○委員 前倒しで、30日の午前は。

○委員 オーケーです。

○委員 すみません、だめです。

○委員 そうすると、前に行くか、後ろに行くか。

○委員 その前は24日ですよ。そうするとあまり近いと、いろんな準備が間に合わな  
いかもしれないという気がしないでもないのですが。

○委員 そうですね。

○委員 3日は午前ならオーケーなのですが、午後はだめです。

○委員 無理ですね。

○委員長 4日は何か差し支える理由はありますか。土曜日というのは。

○委員 そうですね。時間をずらしますか。

○委員 余計なことを言いましたが、月曜日はいかがですか。

○委員 月曜日は私がちょっと、午前ならいいですけど。

○委員 午前はオーケーです。午後はアウトですが、午前はオーケーです。

- 委員 29日午前。
- 委員長 月曜日、午前、大丈夫です。
- 委員 10時でいいですか。
- 委員 6月29日ですね。
- 委員長 場所はここよろしいですか。
- 事務局 場所は、会議室の空き具合も確認させていただいて、それからご連絡します。
- 委員長 ご連絡いただければ。
- 事務局 6月29日も聞き取り作業ですか。
- 委員 多分そこはもうないと思います。
- 委員 多分しないと思います。
- 事務局 この時期、議会に入りますので。
- 委員 多分、報告書の作成ということになると思いますから。
- 事務局 了解しました。
- 委員 以上でございます。
- 委員長 時間が過ぎているようですので、きょうは前回に引き続いてヒアリングをさせていただきます。

---

(午後3時07分開会)

## 1. 開 会

- 委員長 それでは第9回普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会を開催いたします。

~~~~~

## 2. 関係職員からのヒアリング

(関係職員6人入室)

- 委員長 議事録の記録上の都合もあるでしょうから、出席者のご紹介をお願いします。
- 事務局 出席者を紹介いたします。●●から●●、●●、●●、●●から●●、●●から●●、●●から●●です。以上です。

**○委員長** どうもありがとうございました。

それでは、前回に引き続きまして、本日も聞き取り調査を行いたいと思います。

まず、委員のほうからお願いします。

**○委員** 引き続きお話を伺いたいと思います。

私のほうからメモを出させていただいておりますけれども、このメモに従ってお話をお伺いしたいと思います。

前回いろいろお伺いしたわけですが、それでいろんなことがわかってまいりましたけれども、若干補足の質問をさせていただきたいと思います。

まず、「懸念が払拭できない」という環境生活部の意見についてでございますけれども、この前のお話でわかったのは、環境生活部長意見というのは、「懸念が払拭できない」と前書きで書かれていて、前書きで書かれたことというものは、実はそれ以下の18項目、48の懸念があるからだということだと。それで、その懸念について皆さんは、2013年12月4日の第3次質問で沖縄防衛局の見解を求められて、12月10日に回答を得ておられると。これはよろしいですね。

**○職員** はい。

**○委員** 前回の私の質問に●●は、概略、以下のようにお答えになっていると思うのですね。

海岸防災課の皆さんとしては、懸念が払拭できるかできないかということについて審査を行ったということではなく、あくまでも法第4条第1項第2号の環境保全及び災害の防止につき十分配慮せられたるものであるかどうかという点。具体的には、審査表の中に書かれている審査項目、これに適合しているかどうかを判断したということだと。

またこうもおっしゃっているのですが、環境生活部の意見をいただいて、その懸念が払拭できないとする事項について事業者に見解を求め、何件かは回答が来ていました見解について、再度見解を求めるということでやったかと思いますが、そういうQ&Aを通じて、我々としては法に基づく十分に配慮されているレベルにあるというように判断したということだと、おおむねこういうようにおっしゃられたと思うのですが、これはよろしいですか。

**○職員** はい。

**○委員** つまり十分配慮がなされていると判断したということだと思うのですが、それでは、一事が万事だと思しますので48の懸念、時間がありませんので、その懸念のう

ちの1つだけ取り上げてみたいと思いますが、配付資料の2枚目のほうにそれがあります。

48の懸念があるといううちの1つが、7番目、航空機騒音の(2)なのでございますけれども、時間の関係がありますので沖縄防衛局の皆さんの見解、つまり回答のほうを、そちらをご覧くださいなのですが、真ん中あたりからですけれども、MV22の垂直離着陸モードでの飛行は、昨年9月の日米合同委員会合意において、「運用上必要な場合を除き、MV22は通常米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し」と規定されており、当該日米合同委員会合意の遵守については、類似の機会において日米間で確認しているところです。

こういう回答が得られているわけですが、ここからがお尋ねになるわけですが、皆さんはこれを受け取られたわけですが、片方で沖縄県は、その前の年の2012年10月、11月にも2カ月間の調査をし、この年、沖縄防衛局の回答の直前の2013年の10月、11月にもオスプレイの飛行について独自の調査を実施されているわけですね。

それで、合意違反を頻繁に観察しておられるわけなのですが、それなのになぜ、このような沖縄防衛局の説明でオーケー、つまり2号要件というものは十分配慮が求められているわけですが、県の調査結果は違うという理解なのに、それとは違う説明を国のほうから受けて、これで一点の曇りもない明快な説明だったのか、どうなのか。そこについてお伺いしたいのですが。

**○職員** 審査当時ですが、オスプレイの飛行に関しまして、例えば人口密集地上空の飛行や夜間飛行など、日米合意に違反している、そういう飛行が、県、市町村が指摘しているというようなことについては、把握しておりました。

しかしながら、そのような状況を審査に反映させるということまでは行っておりません。

公有水面埋立法に基づく審査は、あくまで埋立承認申請書の内容について審査するものであるというように当時理解しておりました。

日米合意が遵守されているかどうかについての県としての判断は、知事公室が所管しておりまして、当時、土木建築部のほうで判断するような立場にはないものであるというように理解しておりました。

また、遵守するよう国や米国に対して働きかけるということについても、知事公室のほうで所管しているというように考えておりました。

**○委員** それはわかりました。

関連してですけれども、公有水面埋立法が改正されたのは昭和48年なわけですが、

その翌年の昭和49年(1974年)6月14日に「公有水面埋立法の一部改正について」という通達が出されておりますけれども、このことはもちろんご存じですよ。

**○職員** はい。

**○委員** この通達の11番目の(1)なのですけれども、ご覧いただければと思いますけれども、便覧の何ページかはちょっと調べてこなかったのですが、通達の11の(1)です。免許に当たっては、関係の環境保全部局と十分調整し、また必要に応じて関係機関とも十分調整して行うこととしていますよね。通達の11の(1)です。

**○職員** はい。

**○委員** つまり2013年11月27日の名護市長意見、あるいは11月29日の環境生活部長意見、これについての見解を沖縄防衛局に求められて、沖縄防衛局からの回答があったと。回答と名護市長意見、環境生活部長意見とは大きく異なる、特に今のオスプレイの飛び方、飛び方が納得いかない、合意どおりやっていないのではないかと、だからこれだけ騒音があるのではないかとこの環境にかかわることですよ。

これは公有水面埋立法の審査事項そのものだと思うわけですが、この通達に従えば、このように沖縄防衛局の回答に、明らかに名護市長意見、環境生活部長意見と大きな齟齬があるときに、この通達に従って、「関係の環境保全部局、その他の関係機関とも十分調整」と、この「十分調整」という、この法の趣旨に沿っているかどうかということについて、お伺いしたいと思います。

**○職員** 今委員のご質問でありました通達につきましては、その後の平成6年に行政手続法が施行されて、その後、確か平成12年か13年ですけれども、当時は運輸省と建設省、両課の通知になっているかと思っておりますけれども、いわゆる法定受託事務の処理基準と。これは埋め立ての免許あるいは承認という行為は本来国が行うべき行為であって、それを公有水面埋立法に基づきまして都道府県知事に委託しているというような位置づけになっているかと思っておりますけれども、そういう法定受託事務につきましては、国のほうで処理基準を定めて通知することになっております。それが確か平成十何年かだったと思っておりますけれども、その中で先ほど委員が読まれた関係機関との調整ということにつきましては、処理基準から外されております。

ですから、法定受託事務の処理基準には入っていないということになっております。ただし、地元市町村長の意見の聴取、これは公有水面埋立法に基づいて手続をすることになっております。

それから、この昭和49年の通知・通達の趣旨を踏まえて、先ほど申しあげました法定受託事務の処理基準に関する通知が出て以降も、沖縄県としては、例えば環境部局、それから水産部局、それから海上保安庁といった関係機関には意見を照会するという手続きを引き続き行っていると。これは免許権者の判断に基づく協議、意見照会であるというように私としては理解しておりました。

**○委員** どうもありがとうございました。

それでは、その次の補足でございますけれども、「米軍への周知を図る」を繰り返している沖縄防衛局の当事者能力について、改めてお伺いしたいと思いますけれども、沖縄防衛局の皆さんは米軍への周知を図ると言っているけれども、その実効性について懸念があるということが環境生活部長意見だったわけですね。

その懸念について、海岸防災課の皆さんは同意されるか否かとお伺いしたわけですが、それに対して●●のご回答は、公有水面埋立法では、書かれた約束は実施されるとの前提で埋立承認審査を行うのだということだったと思いますが、それでよろしいですね。

**○職員** 事業者として環境保全措置、あるいは環境保全対策として位置づけている行為については、全て実施してもらうということが当然。

**○委員** 当然だと。

**○職員** というように認識をしていました。

**○委員** 実は、今お伺いしたのは前回の第8回なのですが、第6回の委員会でも委員のご質問に対して、●●は次のように回答されているんですね。

これは第6回の議事録の10ページにあるのですが、こういうようにお答えになっています。

「一般的に申請主義ですので、こういう申請書に書かれている事項は、基本的に伺いますか、当然やっていただくものだというように我々としては考えておりました」。

確かに当然やっていただくものではあると私は思うのですよね。ですが問題は、やってくれるのかどうかという判断も必要ではないのかと。この人たちは、今までのパフォーマンスから見て、やってくれるのだろうかということは、そういうパフォーマンスといえますか、悪い履歴が十分ある場合には、当然それは検討しないと十分配慮という基準に耐えられないというように思うのですが、耐えられるというお考えでしょうか。

**○職員** 今委員のご質問の趣旨としては、仮に沖縄防衛局が要請をしたとしても米軍が

それを聞かないのではないかと、ですから実質上、供用後の環境保全措置を実行あらしめるための担保がないのではないかとというような、そういうことでしょうか。

○委員　　そういうことです。

○職員　　私のほうとしましても、当時環境生活部の当時審査をしていた我々としましては、環境生活部から米軍へ周知を図るというその環境保全措置の効果が、不確実性が非常に高いというような意見について、それを否定できるものではないというのは当然考えておりましたので、承認の際には留意事項を付してその実効性を確保するというので、留意事項として付したということです。

○委員　　その留意事項というのを付したことによって、担保はされているのかどうかということなのですからけれども、まだ留意事項といえますか、日米間の環境に関する特別協定というものは締結されてないですね。

○職員　　はい。

○委員　　この当時、承認に若干先行してこういう環境協定を結ぶのだということだけが日米両国で発表されたと思うのですけれども、その発表された内容を見て私は愕然としたのですよね。

つまり、日米間には2000年に環境に関する合意があるのですよね。2000年の何日でしたか、2000年にあります。4項目の合意があります。これは私の専門ですので徹底的に調べていますけれども、これはその3カ月後に韓国で結ばれたのとほぼ同様ですけれども、これは守られていないという実績があるわけですよ。

ですので、それが担保だと言われると非常に納得し難い部分があって、過去の日米間でこういう協定が結ばれて、日米間という最高のレベルで書いた約束ですね。書いた約束がなおかつ守られてきていないという、沖縄であれば当然それは踏まえなければならないものだとは私は思ったのです。これは私の意見でございます。ただ、それは調べれば、当然そういう意見はたくさん出てくるのではないかと思います。

すみません、よろしいですか。それは何か。

○職員　　今の委員のご意見は、私もいろいろとこれまで基地問題に対するいろんな考えを、あるいは資料等を見てきておりますので、そういったことについては私も理解している部分もございます。

例えば、オスプレイの飛行に対する日米合意で、県のほうが守られていないと、あるいは名護市のほうから守られていないというようなことに対する沖縄防衛局、あるいは米軍



の考え方については、例えばですけれども、夜間の確か10時から6時まででしたか、の飛行は「必要最低限にする」や「なるべく行わない」など、そういうような確か取り決めだったと思います。あるいは「病院あるいは学校、住宅密集地の上は可能な限り避ける」そういうような取り決めになっておりまして、県のほうで守られていないのではないかとというようなものを提出した場合に、米軍のほうは可能な限りなので、その中に入っているというような、そういうような回答があるというように聞いたことはあります。

ですから、ここについては当然特別な取り決め、そういったものの結び方によって、それが遵守されているか、されていないかということが、そういう疑義を生まないような取り決めもあるのではないかとはいえます。これは私の個人的な意見です。

**○委員** わかりました。どうもありがとうございました。

それでは3番目の松田の浜の件でございますけれども、前回、周辺自治体等との協議についてお伺いしたところ、この管轄は漁港漁場課の皆さんということで、私が質問する前に●●は漁港漁場課の皆さんの説明を事前に聞かれていたということだったものですから、その事前に聞かれた際に、実はこの埋立承認がされた後の半年間、まだ地元の自治体等との協議を始めていないという防衛局の●●の百条委員会での証言があったということについて、それについてどうですかと、漁港漁場課の皆さんにそのことについてのご意見を聞かれましたかということをお尋ねしたところ、この件については聞かれてないということでしたね。その後、この件について、何か漁港漁場課の皆さんと話をされましたでしょうか。

**○職員** すみません、この件についてはまだ確認はしておりません。

**○委員** もし、話をされる機会があったとしたら、その後、漁港漁場課の皆さんとしてフォローアップされているのか、どうなのか。沖縄防衛局の皆さんはその後、何か取り組みをされたのかどうなのか、把握していただければと思います。

それではその次ですけれども、オスプレイの騒音の問題でございますけれども、オスプレイの騒音の問題の部分で皆さんにまずお伺いしたいのは、オスプレイが沖縄に配備されたのは2012年10月1日でございますけれども、それより2年遅れて配備される予定だったのがハワイのカネオヘ・ベイ海兵隊基地で、この間事故がペローズ空軍基地でありましたけれども、沖縄より2年あとに配備される予定のハワイのオスプレイ配備に関して、アメリカは国内法に基づいて、国家環境政策法(NEPA)に基づいてアセスをやっていて、そのアセスが2012年の夏にはもう出ていたのですね。2012年の夏には出ていて、なおかつ地元の

意見、反対等もあって、ハワイ島のウポル空港には、近くにカメハメハ大王の遺跡があることや、あるいはモロカイ島のカラウパパ空港には遺跡への吹きおろしがあるなどということで、地元の反対でそこには飛ばないことにしたというようなことは、この補正評価書が出る4カ月前にもう日本でもわかっていたのです。ハワイでそういうものが出たと。皆さんが承認をされる1年4カ月前にもうわかっていたわけですね。

このハワイでのオスプレイのアセス、そういう結果が出たということは、この埋立承認審査、辺野古ではオスプレイを飛ばすわけですので、それをハワイのことについては考慮に入れられたでしょうか。

**○職員** ハワイでは住民の反対があつて配備が見送られたというのは承知しておりました。ただ、そういったものを取り寄せて審査に反映させるということまではしていなかったと思います。

**○委員** それはどういうことがあれでしょうか。ハワイと沖縄、それはアセス法が違うなど。ただ、環境への影響に関していえば、沖縄のほうが軽いということはないですよ。

**○職員** ないと思います。

**○委員** ないけれども、それは公有水面埋立法上は配慮する必要はないというお考えだったということでしょうか。

**○職員** ハワイの事例については、当然報道等がされていまして、それは把握はしておりましたけれども、取り寄せて内容を確認するということまではしなかったということです。特段しなかったということの理由は、すみません、ありません。

何か見た？（●●：首をふる）

**○委員** それでは、この間の話で、私は防衛省の主務省令を何度も読んでいるのですが、民間の飛行場と違ってこれは軍事空港ですので、そこに飛ばすものは軍用機で訓練するわけですね。ですので、離発着だけを環境影響を評価するというのは、主務省令に書いてなければやらなくていいのでしょうか。その離発着以外の環境影響というのは。そういうお考え、アセスもそういうお考えだったのか、埋立承認審査の際にもそういうお考えだったのか。

公有水面埋立法の4条1項1号も2号も環境保全にかかわるわけですので、そこをクリアできるかどうかというのが、埋立承認審査の一番肝心かなめの部分ではないかと思うものですから、そうであるとすれば、この飛行機は離発着の部分だけ押さえればよいということにはならないという判断もあり得たのではないかと思うのですが。

**○職員** 訓練について、環境影響評価手続の中でですけれども、辺野古に代替施設が仮にできたとして、そこから例えば伊江島に訓練に行くといったような場合の飛行についても、シミュレーションに加えるべきではないかというような、確かそうだと思いますけど、そういう意見が出ておりましたけれども、沖縄防衛局のほうは、その訓練については対象外ですので加えないというような、確か回答があったかと思います。

それから、2番目の離発着だけでいいのかということですが、今回の供用後の騒音については、飛行場の場周経路も、要するにタッチ・アンド・ゴーをして回るというコース、それから確か4カ所程度かと思いますが、ヘリパットがありまして、そこでのホバリングの訓練、そういったものも含まれておりまして、空港の供用に伴う訓練も、訓練といいますか、空港を使用した訓練については、予測評価に含まれているというように理解しております。

**○委員** 私が1つには、後で別のところでお伺いする予定ではあるのですが、オスプレイに関しては、とりわけ方法書段階で出なかったということで、評価書段階で初めて出てきたということで、例えば県知事のチェックのために設けられていた環境影響評価審査会の皆さんも、私は大変よく頑張ったと思うのですが、実際にチャンスは少なかったと思うのですね。方法書段階から出ていけば、例えば私ももし参加しているとすれば、オスプレイに関してはやはり高熱排気の問題もあると、低周波の問題もあると、そのためこういう検討をすべきだ、ああいう検討をすべきだという形で事業者の皆さんに注文をつけたはずだと思うのですね。

その注文が不十分だったために、例えば低周波の問題、高熱排気の問題はあまり検討されない形でアセスがなされ、そして審査がなされてしまったのではないかと思うわけですが、というこのアセス手続が本来の手続に従ってなかったということが審査に影響したと私は思うのですが、●●はそのあたりはどんなご判断でしょうか。

**○職員** 委員が今おっしゃいますように、評価書の段階でオスプレイの配備についての予測評価が出された。航空機騒音による影響など、一部低周波音も予測評価されていると思いますが、そういう評価書の段階になって初めて示されたということについては私も承知しております。

アセス手続に瑕疵がなかったかあったかということについては、私は直接の担当ではありませんので、私がそういうことについて断定することはちょっと適切ではないというようには思っておりますけれども、当時、私としては環境影響評価法及び沖縄県環境影響評

働条例で、手続のやり直しには当たらないと、評価書の段階でオスプレイが出てきたという  
ことについては、手続のやり直しに該当する事項ではないというように理解をしてお  
りまして、したがって、いわゆる手続上の瑕疵に当たるというようには考えていなかったと  
思います。

**○委員** 今の手続上の瑕疵に当たらないというのは、アセス法の第28条違反ではないと、  
そういうことですか。

**○職員** すみません、第何条かはちょっとよく覚えていませんけど。

**○委員** 多分そうだと思います。ありがとうございます。

それではその次ですけれども、オスプレイの飛行に関する日米合意についてということ  
で、この前もお伺いしたかと思うのですが、県の皆さんが2カ年にわたって調査をされて、  
日米合意が守られてないのではないかと。それに対して、名護市の皆さんもそれを使われ  
て質問をしたものですから、その名護市の意見に対する見解という形で、沖縄防衛局の皆  
さんは、県の皆さんから写真を取り寄せられて、違反している飛行、客観的なデータによ  
る確認ができなかったと。その後、県の皆さんも沖縄防衛局の皆さんともやりとりされた  
ということですけど、県の皆さんが守られていないとおっしゃっているのを、沖縄防衛局  
の皆さんは証拠があるのかという形で、写真を取り寄せてケチをつけると。それでおしま  
いというのはいかがなものかと。

そもそも飛ばさせてくれと言っているのは沖縄防衛局の皆さんですので、安全性を、あ  
るいは合意が守られていることを証明するのは、本来沖縄防衛局の皆さんの側にあるので  
はないかと思うのですが、こういうことをお尋ねするのはちょっとこの場にふさわしくな  
いかもしれませんが、本来、沖縄防衛局の皆さんの責務だと考えるのですけれども、  
いかがでしょうか。

合意どおり飛んでいるということを立証する責任は、彼らのほうにあると。

**○職員** これについては3次質問で出しまして、名護市の意見に対しての回答がありま  
したので、それを踏まえて、一応回答があったときに説明を受けましたので、その中で写  
真を提出してもらったけれども、明確に違反ということはちょっと断定できなかったか、  
要するに確認できなかったか、そういうような答えがありましたので、ではどのような方法  
でやったらできるのでしょうかというような質問をしましたら、沖縄防衛局からは回答は  
なかったというような状況にあります。

それで、適合しているかの証明を沖縄防衛局がするべきではないかというご質問につい

では、すみません、ちょっと私のほうでは、そこはよく、どちらの責任なのかということについては、今はちょっとよくわかりません。

**○委員** わかりました。

それでは補足の最後ですけれども、留意事項の件でございますけれども、前回の第8回の委員会で、私の前に委員が「環境保全措置の中でも、あるいは第6章の中でも、可能な限りの対応をするということやら、専門家に聞きながら対応していくという具体性がない表現がかなり多いという印象を私は受けました」というように委員はおっしゃっていますね。

それに対して●●は、「基本的に専門家の意見を聞いて実施するという回答になっていますが、可能なものについては対応が具体的に書かれています」と、「例えばジュゴンの監視システムを構築しています」というものがそれですということで、そこで、それを受けて私が質問をさせていただいて、環境監視等委員会が留意事項の2番目で立ち上がっていて、そこでジュゴンと船舶との衝突の防止に関する保全措置については、影響の重大さから事業開始前の監視警戒システムの構築が必要と、船舶が実際に回避可能かどうかを含めて実施をする必要があるという、これは環境生活部長意見の7点のジュゴンについての意見のうちの第3番目の点なのですが、ここが今●●が前回おっしゃった、可能なものについて具体的に書かれているその事例として挙げられたジュゴンの監視システムでございますので、ところがそれを4回まで開かれた環境監視等委員会の議事録を見ますと、これがもう工事直前だということに、実証試験ができるような状況には見えないということで、そこを確認しましたところ、確かにこの環境監視等委員会のほうで、この監視警戒システムが構築され実証がなされたという形跡はないということで、●●のほうからもご確認をいただいたところなのです。

そこでお伺いしますけれども、留意事項は履行されているとお考えでしょうか。特に第2項の環境監視等委員会は機能しているとお考えでしょうか。

**○職員** 私ども審査を担当した者として、当然留意事項については実施してもらう義務があると、私は考えております。

したがって、その付した留意事項に基づいて事業者は監視委員会を立ち上げ、それから実施を検討して、それから県と協議すべきものというように考えております。

今、それがどの程度機能しているかどうかについては、すみません、ちょっと私のほうでは十分把握してないという部分もありますので、ちょっとお答えすることは今できない

ような状況です。

○委員 それは海岸防災課、担当課という形でお答えはいただけるのでしょうか。

○職員 いいですよ。委員長よろしいでしょうか。

○委員長 どうぞ。

○職員 ●●の●●といます。

留意事項に基づくあれは、工事の施工前の実施設計の事前協議と、実施設計に基づく工事中の環境保全対策等について事前協議をすることになっております。今の段階はまだボーリング調査中ということで、まだ実施設計もできていない状況にあります。

ですから、まだ留意事項に基づく、こういった事前協議の段階にはないというようなことになっております。

ですから、留意事項が履行されているかどうかということに関しては、今後の話になるだろうと思っております。

仮に委員がおっしゃるように、今のジュゴンの監視システム等について、事前に環境監視等委員会などで協議されることもないままに、うちのほうに、あるいはこの事前協議の中で上がらないままに工事に着手されたというような話になると、これは留意事項違反だろうというように考えております。

○委員 なるほど。まだ、その留意事項が履行されているかどうか、判断できる段階にはないということですね。

○職員 はい。

○委員 わかりました。非常に明快なお答えだったと思います。

留意事項が履行の有無にかかわらず、埋立承認そのものは有効なのでしょうか。

今の●●のお話は、履行されない場合には埋立承認は取り消されるという。

○職員 これは留意事項違反という形になると思うのですがけれども、免許の場合は、免許条件という形になって、免許条件違反の場合は免許の取り消しの対象になります。

ただ、承認の場合、承認の場合は免許条件も準用されておまして、留意事項というものがそれに相当します。

ただし、承認の場合は、この免許条件違反に関しての取り消しの規定が準用されておられません。なので、留意事項違反をもってすぐに承認取り消しの対象になるかどうかということに関しては、これはいろいろ法律の専門家とも相談する必要があるだろうというように考えております。

**○委員** これはまた、そうなると仮定の質問になりますけれども、まだ留意事項が履行されているのかどうなのかは判断できる段階にはないということですが、履行されないというように判断された場合には、県の皆さんにはいかなる対応、例えば行政指導などの行政処分を、行い得るとお考えでしょうか。

**○職員** そういった部分は、今は答えたとおりなのですが、法律の専門家とも相談して、県としてのこういった法的な措置がとり得るかということを検討することになるというように思っております。

**○委員** わかりました。

それでは、時間がかかり押していますので、きょうお配りした質問予定事項の2番に入りたいと思います。

アセス法ですが、アセス法の第33条第3項というものがあって、それに逐条解説がついていて、そこに何と書いてあるかという要点はそこに書いておきましたけれども、アセスに瑕疵があったかどうか、解説ではこう言っています。評価書作成までの一連の手続が適正に実施されているか否かは、埋め立ての免許や埋立承認の審査の対象ではないと。

ただ①手続の瑕疵があって、②重要な環境情報が見落とされていて、③その情報への配慮を欠く結果、環境保全上の支障が生ずる恐れがある場合等には、その手続の適否も免許等に反映されることとなると。

つまり一般的には問題ないのだけれども、手続に瑕疵があって、重要な環境情報が見落とされて、その情報への配慮を欠く結果、環境保全上の支障が生じる。その恐れがある場合には、アセス手続が適切だったかどうかは免許等に反映されると。これは解説ですから、法の条項そのものではないのですが、これに従って見た場合に、辺野古アセスはどうなのかということですね。

そこで、具体例としてわかりやすいのでお伺いしますが、先ほども●●からご回答があったわけですが、オスプレイについての検討というのは、方法書、準備書段階ではなくて、評価書作成段階で初めて始まった、いわば後出しなわけですね。

ですので、県知事も環境影響評価審査会も、また環境の保全の見地から意見を有する者という形で、一般市民で意見を言いたい人たちも、方法書段階、準備書段階では全く意見を言う機会がなかったわけですね。

これは、アセス手続に瑕疵があったということにはならないのですかね。

**○職員** 先ほども少し申し上げましたが、アセスの手続について直接の担当では

ないということもありますので、私が断定することが適切かどうかということがありますけれども、先ほど申し上げましたように、環境影響評価法あるいは県の環境影響評価条例手続のやり直しに当たる変更には該当しないと。

**○委員** 要するに第28条には該当しないということだと思のですが、それではお尋ねしますけど、そうすると法的にやり直しを求められるものだとはいえないとしても、極めてイレギュラーな手続であったということは確かですよ。

**○職員** 極めてイレギュラーだったかどうかということについては、すみません、これまでのアセス手続の一部しか私承知しておりませんので、極めて異例かどうかということについては、申し上げられません。

**○委員** 客観的な事実として、評価書段階でようやく出てきたわけですので、事業者の皆さんはどうだったかわかりませんが、県のほうでも、審査会の皆さんも、一般市民も、この件についての議論、対応が遅れてしまったことは、あるいは十分でなかったことは事実だろうと思うのです。これはよろしいですかね。つまり、議論が遅れたということは。

**○職員** そういう実態はあったかもしれません。

**○委員** 私は遅れたことが議論不十分で、先ほども申し上げたとおり、例えば低周波音や高熱排気の問題、あるいはハワイでのアセスがどうだったかというようなことが、十分に行われるまでの議論にならなかったと思うのですが、それでお伺いしますけれども、今のは一例であって、アセス評価書を受けて環境保全措置が書かれているわけですので、海岸防災課の皆さんはそれはよくご覧になっていると思うのですが、この辺野古アセスというのは、手続面、内容面で、これは合格点のアセスというように考えておられたのでしょうか。

**○職員** 何度かご説明を申し上げますけれども、審査している当時、那覇空港の滑走路の増設事業の公有水面埋立の審査と、普天間飛行場の代替施設建設事業の公有水面埋立の申請書の審査を同時並行しておりましたので、審査をする立場としては、両方の環境保全図書を見比べるということで審査をするような状況にございました。

そういう2つの環境保全図書を同時に見るという観点からすると、那覇空港の場合は、非常に環境保全措置等の内容がより具体的に記載されていたというようなようには感じておりました。

普天間飛行場の代替施設については、例えばですけど、ジュゴン等の生態についてよくわかっていないというようなこともありまして、今後ジュゴンの監視システムを構築して



いくなど、あるいは専門家の意見を聞いて対処する、あるいはサンゴ礁の移植についても、今後専門家の意見を聞いて検討するといったような、要するに今後専門家の意見を聞いて具体的な移植場所を決定するといったようなことで、那覇空港の環境保全図書に比べると具体性に欠けるというような部分は確かにあったと思います。

しかし、それで完全でないなど、あるいは保全図書として、こういう表現が適切かわかりませんが、適切でないといったようには、そういうような判断はしていなかったと思います。

**○委員** どうもありがとうございます。

大浦湾については、19もの関係する学会、学術団体が、昨年11月11日ですけれども、再調査の必要性を訴えるというようなこともありましたので、辺野古アセスの内容について懸念を持っておられる方が非常に多かったと思うのですが、まず辺野古アセスの手続の面でお伺いしますが、一番わかりやすいものとして、方法書が提出される2007年8月、その前に環境現況調査がやられていますよね。方法書は2007年8月ですから、その2カ月前、2007年6月から二十数億円かけて、環境現況調査と称する事前調査を、方法書の洗礼なしで実施した。

これはアセスの手続上は、問題も大いにあったのではないかとと思うのですが、もう少し時間の関係で先に行きますけれども、で、ジュゴンの調査をして、これはジュゴンを追いついた可能性も否定できないわけですが、追いついたかどうかというのはわかりませんが、追いついた可能性が否定できません。

そうすると、その後の結論で、結局、沖縄周辺には3頭のジュゴンがいて、1頭は嘉陽沖で暮らしている。親子の2頭は古宇利島沖で暮らしていると。辺野古、大浦湾の海は、これらのジュゴンによってあまり利用されていないと。

したがって、辺野古、大浦湾で基地建設を行っても、これらジュゴンに及ぼす影響は大きくないと。これが辺野古アセスの結論ですけど、この結論を導き出す際に、ここで問題なのですけども、事前に環境現況調査をやったと。これが追いついたのか、追いつかないのかということきちんと検証せずに、今申し上げたような結論を出すのは、科学的にはおかしいのではないかと。つまり調査の前にかき混ぜてしまったわけですからね。それで、その調査をしたときにいなかった。それで、彼らは棲んでないと。だからここで基地をつくってもオーケーだ。

その結論は、いや1つ足りないのではないですか。かき混ぜたけれども、それは追いつ

したことはなっていないということが立証できないと、科学的にはおかしいのではないかと、これは手続面も内容面も絡む話ですけど、この辺は審査される際に、特に問題視はされなかったのでしょうか。

**○職員** ジュゴンの調査につきましては、確か私の記憶では、平成9年あたりから行われておりまして、12年あたりから飛行機による調査、上空からの確認ですが、そういう調査もされていたと思います。

今委員がおっしゃっていたように、現場に確かソナーか何かを取りつけて、接近した場合に撮影するといったような調査は確かに行われていたと思います。ただ、それでは確認できなかったという結果になっていまして、そもそもそういう調査の方法が適切だったかどうかということについて、自然保護団体あるいは県のほうでも疑問視していたという状況にはあったかと思えます。

しかしながら、調査そのものは、それ以前から、先ほど申し上げましたけれども、確か平成9年ごろからだったと思いますけれども行われておりまして、そういった調査も含めて、アセスの準備書以下、補正評価書まで、最終的には公有水面埋立の環境保全に関し講じる措置を記載した図書まで作成されているのではないかというような理解をしていたというように覚えております。

**○委員** あとはアセスの内容面で、これもジュゴンの話でございますけれども、辺野古アセスでは、事業がジュゴン個体群の存続に及ぼす影響について、方法書から評価書まで一貫して定性的に予測しますと、こう言っています。

ところがご存じだと思いますけれども、方法書が出たのが2007年8月ですが、それよりも1年半前の2006年3月30日に、アセスの進め方について基本的事項が改正されて、環境影響評価項目にかかわる予測は、定量的に把握することが基本と。定量的にやるということが決まっております。このことから事業者の皆さんは、方法書から評価書まで一貫して定性的、定性的と言っていて、それを意見を言う人たちは、いや定量的にやることになっているでしょ、定量的にやるのでしょと、こう言っていました。

ところが、定量的にやったものは最後の補正評価書のPVA(個体群存続可能性分析)、PVAというものは最後にやったわけですね。ところが、これは補正評価書の段階ですから、知事も、知事意見をつくるベースになる環境影響評価審査会も、あるいは環境の保全の見地からの意見を有する者、誰も意見を言うことができなかったのですよね。そういう中でPVAがつくられた。そういう意味ではノーチェックの形でやられたと。

これはいかがお考えですか。手続的にかなり問題があるやり方であると思われませんか。

○職員 (返事なし)

○委員 そもそもつけから、定量的にやれというものを、定性的にやりますと言っているわけですよね。そのことは繰り返し、定量的にやるのでしょと指摘されているわけですよね。

○職員 今の定性的であるからアセス上、手続として認められていないということまでにはなっていなかったかと思います。

基本的に定量的にすべきだというようなことかとは思いますが、ここについては事業者の判断で、評価書の段階までは定性的に行うと。評価書に対する県知事意見も受けまして、有識者研究会等の指導も受けて、定性的(※3行下「定量的」に訂正)な評価を行ったというふうに当時として理解していたと思います。

○委員 最後は定量的にやったということですか。

○職員 定量的、PVAですね。による予測を行ったというように、私としては理解していたと思います。

○委員 冒頭、アセス法33条第3項、これを紹介させていただいたのは、アセスに手続の瑕疵があったというものは、本来冒頭から定量的にやるべきだったものを、補正評価書の段階で定量的にやる。これは限りなく手続に問題あると思うのですが、それによって重要な環境情報が見落とされる。つまり、いろんな人からチェックを受けることによって、適切な方法が適用されると。それがなされなかったということで、最後の結論についてもいろいろ意見が出たわけですよね。

○職員 はい。

○委員 そういう極めて、本来のアセスのやり方をやれば、もう少し納得ができる結論が出たのではないかと思うのですけれども。というように考えるのですが、その点はいかがでしょう。

○職員 そのアセス、先ほど申し上げましたけれども、先ほどはオスプレイの件ですが、ジュゴンの予測評価の手法でPVAが補正評価書の段階で出てきたということについて、これがいわゆる手続の瑕疵に該当するまでは考えていなかったと思います。

○委員 質問を少し変えますけれども、皆さんは、先ほど●●からもお話がありましたけれども、辺野古の埋め立てと那覇空港滑走路増設事業のための埋め立て、この審査をほぼ同時並行で行っておられたわけですよね。

事業者は、辺野古のほうは沖縄防衛局、それから那覇空港滑走路増設事業のほうは内閣府沖縄総合事務局と国土交通省大阪航空局ということですよ。

**○職員** はい。

**○委員** この両者の事業者としての、先ほどアセスの違いについてのご説明を受けたのですが、両者の事業者としての当事者能力、当事者能力というのは、私はこういう意味で使いたいと思うのですが、申請書に書いたことを責任を持って実施する能力、これはともに信頼するに足る、あるいは両者に差異はないとお考えですか。もし差異があるとしたらそれはなんでしょう。

実際に審査されておられたのですよね。やりとりの中からもいろいろ見えてこられたのではないかと思うのですが、当事者能力といいますか。書いたことを実行する力です。

**○職員** 何度かご説明申し上げておりますけれども、書かれていることは実施していただくものというように考えておりましたので、例えば、書いてあるのにやらないということはないと、やっていただくものだというように思っておりました。

那覇空港につきましても、実際そこを利用するのは自衛隊と民間航空機になっております。那覇空港も供用後の騒音の予測が何パターンかやられておりますけれども、現状より悪化するというような予測が、確かなされていたと思います。その件について、供用後測定をして問題があれば、利用する航空会社と協議をするといったような対策をとるべきだというような、確かそういうようなことについて意見を出した覚えがあります。

ですから、当事者能力という形ではございませんけれども、事業を実施する者が、直接供用でそこで何かをするということにはなっていないということです。

**○委員** 辺野古の埋め立てですね。基地の建設は沖縄防衛局が行う、使うのは海兵隊だということで、那覇空港のほうも、つくるのと使うのは必ずしも同じではないのだと、こういうお話でしたけれども、そうは言っても海兵隊の場合には、彼らは地位協定に守られていて、日本の法律が全く適用されないわけですよ。例えば航空法は彼らには適用されないと、航空特例法になってしまうと。

だから、そういう意味でいうと、沖縄防衛局の皆様は、海兵隊に対しては周知を図るなど、お願いをする、これしかないわけですよ。

この差は、事業者としての当事者能力に差があるように思えるのですが、そうではないのですか。変わらないのですか。

**○職員** その当時は、当事者能力について差がある、あるいは差がないというようなこ

とを審査するスタッフと議論したことはありませんし、私としては当然やってもらうものと。したがって、留意事項の2番目が確か工事中の環境整備です。

3番目が供用後に、県、国、それから地元市町村の協議会をつくって、米軍の環境保全措置を把握する、あるいは環境保全上の支障が生じ、または生じる恐れがあった場合には、改善策について米軍と協議すると。そういったことを協議するための協議会をつくりなさいというようなことを、実効あらしめる策の1つとして、留意事項として付したということになっております。

**○委員** 沖縄防衛局という事業者が特別な事業者かどうかということについては、とりわけ特別というような認識はないというようなお考えだったと思うのですが、やはり他の事業に比べて差はあるのではないかとと思うのですよね。

差があるとすれば、十分配慮の条件を満たすためには、十分な、慎重な審査が必要だったのではないかとと思うのですが、そういう意味で、時間の関係もありますので念を押しておきたいと思うのですけれども、留意事項の3というのは全く新鮮味のない留意事項でして、2000年9月11日に日米安全保障協議委員会で合意した環境原則に関する共同声明というのがあるのですね。ここともう全く瓜二つなのですよ。

では、2000年のものがちゃんと実施されたのかどうか、沖縄県もチェックをする。沖縄防衛局もちゃんとチェックする。実施できていないとすると、また同じようなことをやるのは、私は歴史を欺くものであると、そういうように考えています。

それでは、2番目は以上で、3番目に入りたいと思います。公水法の第4条第1項第1号の審査基準(1)(2)についてでございますけれども、2013年11月27日の名護市長意見、埋め立てによる生活環境への影響についてという見出しのもとに、ここに書いてあることを言っておられます。

「辺野古区民が日常的に憩いの場として利用している平島及び長島については、代替施設建設に伴う潮流のシミュレーションは正しく行われていない指摘もある中、当該施設との距離が非常に近いことから、流れに大きな変化が生じたり、砂浜が消失するなどの影響が考えられる。それに伴い、今まで同様に利用することは困難となることが懸念される」としているということなのですね。

そこで、単刀直入に添付した図面(添付資料:「海底改変範囲図」と「浚渫及び床掘の施行範囲図」との重ね合わせ)をご覧くださいたいのです。

めくっていただきますと左のほう、これは出典は埋立願書の添付図書なのですが、

そこの2-47ページというのが「海底改変範囲図」、そして2-75ページに「浚渫及び床掘の施行範囲図」というのがありまして、これを重ね合わせると最後の図面になると。

これは、こういうように重ね合わせなくても、その前のアセスの準備書や評価書で、最後と同じ図面が出てくるのですけれども、浚渫、床掘、これに関して、皆さんどういうように認識されておられたかということが私の質問でございますが、もう少し具体的に述べさせていただきます。

この2つの図面を重ね合わせることによって、辺野古の人たちの憩いの場である長島の一部が、このままだと消失すると思われるのですね。長島の一部が消失しそうだということ、海岸防災課の皆さんは審査の段階で気づいておられたのかどうか、お伺いしたいと思います。

**○職員** ここにあります浚渫の図面ですね。これは、評価書あるいは補正評価書あるいは公有水面埋立の承認申請書の中の環境保全図書に記載されていたということについては、把握しておりました。

これについて、陸域が一部削られるということですが、そういう認識はありませんでした。

**○委員** きょうコピーをお願いした追加のものがありまして、2枚なのですけれども、これを(資料:普天間飛行場大体施設建設事業にかかる環境影響評価書の補正後の環境影響評価書 5章5-2 2-72)ご覧いただきたいのですけれども、1枚目は補正評価書の5-2ページです。この5-2ページはアセスで何をやったかということなのですが、表5.1.1というのがあって、本事業に伴う環境要因というのがあります。これはどのような環境に影響する要因を調べたかということでございます。

ここで括弧がついているのがあるのですね。\*2というものなのですが、(浚渫の工事)それから(浚渫区域の存在)、これ括弧書きになっているのです。下に注がありますので、その注をご覧いただきたいのですね。アンダーラインをしたのは私でございます。

『浚渫の工事』及び『浚渫区域の存在』については、大浦湾西岸海域作業ヤード並びに関連した浚渫を方法書段階で計画し、環境調査を始めましたが、調査の結果、貴重な動植物が確認されたことなどから、その計画は取り止めました」となっております。

これは補正評価書です。つまり補正評価書は、アセスの最後の確定版ですよ。アセスとして、この地域で基地をつくったらどうい環境影響が出るだろうか、その環境影響を与えそうな要因をずらっと一覧表にしたのがこれで、括弧書きは、当初は予定していたけ

れども、調査をしたら影響が大きそうだから、これはやらないことにしたと書いてあるわけですね。

この文言からすると、私の日本語の理解の仕方からすると、アセス補正評価書の段階で、浚渫はやめた。浚渫区域の存在、これもやめたとしか読めないのですね。

ところが、2枚目をご覧いただきたいのですが、これは埋立願書でございます。埋立願書の2-75ページ、そこには浚渫工事とあって、浚渫やりますよと書いてあるわけです。色が薄く塗られているところが浚渫するところ、床掘りをするところでございます。下の影のところが、地形があれば、これが長島にひっかかると思われるのですね。私は図面を重ねると、どうしても長島の一部、岸側が削られてしまうと、これはそういうことがわかっていた上で了解したのなら、そういう事態はあるかと思えますけれども、今のお話ですと、削られるという認識はなかったということですよ。

**○職員** はい。

**○委員** この件については、名護市長意見は先ほど見ていただいたとおりで、辺野古区民が日常的に憩いの場として利用すると、それがこういう形になる。しかも、名護市長からこういう意見が出たにもかかわらず、では防衛局は何と答えたかという、これは問題ないと答えているのですね。

時間の関係で飛ばしますけれども、このやりとり、そしてそれを最終的に判断して、審査結果、1号要件の審査事項の1も2も「○」つまり「適」をされていますよね。

**○職員** はい。

**○委員** このあたりは、検討された上で「適」、「○」ということなのでしょうか。

**○職員** よろしいですか。まず1点目、5章の1の環境要因及び環境要素の抽出の部分についての浚渫区域の存在については、確か準備書の段階だったと思えますけれども、大浦湾の中央部に仮設の作業ヤードをつくるということで、そのケーソン等を一時置いていくようなヤードをつくるということで予定しておりましたけれども、それを浚渫をしてつくるという、それは影響が大きいということで取りやめると。非常に貴重なサンゴ類が確認されていたかと思えますけれども、それを取りやめということがありましたので、その部分を入れてあるものだと思います。

**○委員** なるほど。その部分の取りやめだと。

**○職員** はい。

それから2番目、浚渫及び床掘りについてですけども、これを読んでいただきますとわか

りますように、環境保全図書の2-75ページですけれども、この中には浚渫工事と書かれております。これは補正後の評価書も同じような表現だったかと思っておりますけれども、一般的に浚渫あるいは床掘という表現は、海面下の要するに海底の土砂あるいは岩盤、そういったものを掘削するという行為に使われているものと考えております。

したがいまして、長島についての陸上部について、浚渫をする、あるいは床掘りをするというような表現は使いませんので、基本的に審査当時、長島の陸上部の一部を掘削すると、またはその可能性があるとの認識はありませんでした。

これについては、仮にですけれども、長島の陸上部を掘削するというようなことであれば、当然環境影響評価の対象になりますので、環境影響評価の中で何らかの記述があるべきものと考えています。

これについては、例えば辺野古ダムの周辺の埋立土砂の採取あるいは現在のキャンプ・シュワブの陸上部、ここも空港用地として使いますので一部掘削をしますけれども、そういった部分については、どういう工事をして、それから赤土等の流出防止対策をどういうようにやっていきますと、あるいは保全措置としてどういうものをしていきますというように書かれておりますので、工事で何らかの改変をするという区域については、環境影響評価の中で触れられているというように我々としては考えておりましたので、長島の陸上部の掘削についての記述がないということは、長島の陸上部についての掘削は、当然行われないものというように認識していたと思います。

**○委員** 要するに、ピンクで塗られている部分は浚渫であって、陸上部を削るということではないと。もし重なったとしたら、それは図面のつくり方の間違いだということですね。

**○職員** この図面のつくり方の間違いかどうかについては、すみません、ちょっと。

**○委員** もしあったとしたらということですね。

**○職員** 当時この部分については、土木の技師のほうで見ておりましたので、確認してみます。

**○委員** はい。

いずれにしても、陸上部を削らないにしても、新たにつくられる新基地と長島との間を浚渫して、4 m掘り下げることですけれども、そういう図面になっていると思うのですが、この名護市長の意見について、2013年12月10日付の沖縄防衛局見解はこう述べています。



潮流シミュレーションについては、その予測方法、予測条件等を適切に設定して行ったものと考えております。なお防衛省においては、有識者研究会をつくって、その最終報告に記載されているとおり、当該潮流シミュレーションについて、現在のシミュレーション技術に合致し、予測条件も適切に設定され、着目すべき観測点についても潮流の状況はおおむね再現されていることを確認しています。その上で、平島及び長島の砂浜が消失するような地形変化は生じないものと予測していますと、こうなっているのですね。

しかし、全体の潮流シミュレーションがおおむね再現できているとしても、ここをかなり局地的には長島の周りを相当いじりますよね。そうなったときに、局地解(キョクチカイ)としてこの潮流が再現できるかどうかというのは、かなり疑問ではないかと思うのですが、そこはどうお考えでしょうか。

**○職員** ちょっと今、長島の北側の床掘についての工事が、予測評価シミュレーションにどの程度反映されたかどうかについては、はっきり覚えておりません。

**○委員** あそこでカヌーに乗っている人たち、例えば●●の●●さんなどはカヌーでよく平島に上陸されるようなのですけれども、やっぱり最近砂浜の動きが非常に激しいとおっしゃるのですね。まだ本格工事の前ですよ。下を掘っているわけでもないわけですが、だとすると今あるのはフロートだけなののですけれども、あのフロート程度でも、どうも平島、長島あたりの潮流が変わっているのではないかというようなことを、あそこでよく観察している方はおっしゃっているので、そういう部分が大変気になっています。どうもありがとうございました。

それでは、最後の4番目の外来種問題についてお伺いしたいと思います。

まずお伺いしますが、日本政府が一昨年(2010年)の1月31日にユネスコ世界自然遺産登録を受けて、奄美琉球諸島を暫定リストに記載したと。また環境省は、対象地域を鹿児島県の奄美大島と徳之島、沖縄県の沖縄本島北部と西表島の4島とするということに決定した。これはよろしいですよ。

**○職員** すみません、正確には私は記憶しておりません。

**○委員** 要するに、世界自然遺産登録に向けて動いているということです。

**○職員** それは承知しております。

**○委員** 沖縄県も、沖縄振興特措法に基づいて、沖縄の将来ビジョンである沖縄21世紀ビジョンを2010年に策定して、目指すべき将来像の一丁目一番地に、沖縄らしい自然と歴史・伝統文化を大切に作る島を掲げていて、またその具体化に向けて2012年に策定された

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、沖縄の豊かな生物多様性の保全を施策展開の柱の1つとしていくと。

そして地域ごとに目標を定めているわけですが、北部圏域、ここでいう北部圏域というものには名護市も含まれるわけですがけれども、機能整備の方向性としては、やんばるの森は貴重な動植物の宝庫であり、国立公園化や世界自然遺産登録等を推進するなど、自然環境を保全するとしていると。これもよろしいですね。

つまり国も県も、やんばるの世界自然遺産登録を目指しているということですね。

**○職員** はい。

**○委員** ありがとうございます。それではお伺いしたいと思うのですが、世界自然遺産登録に向けた次のアクションは、日本政府が推薦状を作成して、ユネスコの世界自然遺産センターに提出するということになるわけですが、そうするとユネスコの世界自然遺産委員会の諮問機関であるIUCN（国際自然保護連合）が推薦状を評価するわけですね。これはよろしいですね。

**○職員** 手続の詳細については、ちょっと。

**○委員** このIUCNという組織は、やんばるの森における米軍のヘリパッド建設については2度、辺野古、大浦湾における米軍新基地建設については3度の勧告決議を、日本政府並びにアメリカ政府に対して行っている。これもご存じですね。

**○職員** はい。

**○委員** そこから先ですけど、またIUCNは、島を世界遺産として登録するに当たっては、外来種の侵入の問題を非常に重視している。これもご存じですね。

**○職員** それを特に重視しているかどうかについては、把握しておりません。

**○委員** 例えば小笠原を世界自然遺産に登録するときは、やっぱり外来種をどうコントロールするかというのが非常に問題になりましたし、世界自然遺産第1号のガラパゴスが2007年だったと思いますけれども、一時危機遺産になったのは、やはり外来種の問題をコントロールできなくなってきたからですね。そうすると、これは調べていただければわかると思いますが、IUCNは島嶼の場合は外来種の問題を非常に重視しています。

そうしますと、辺野古の新基地建設に伴う埋立土砂の採取・運搬・投入によって生じ得る外来種の問題というのは、沖縄県にとって極めて重要な問題だということになると思いますが、これはよろしいですね。

**○職員** はい。

**○委員** 皆さんも審査の過程で何度もこの点はチェックされておられるわけですので、そのメモに書いてありますように、公有水面埋立法の4条1項2号の審査基準の(3)ですけど、これは埋立土砂等の採取・運搬及び投入において云々かんぬんというものがあるって、土砂についてはとりわけ注意しなければならない形になっている。これはよろしいですね。

**○職員** (うなづく)

**○委員** それで、沖縄県にとって極めて重要な事項である外来種侵入問題について、事業者の沖縄防衛局が十分配慮を行っているか否かについて、埋立承認審査に当たられた県の皆さんが、適切な審査を行われたか否かということをお伺いしたいと思うのですが、皆さん留意事項で特にそのことを念を押されていますよね。

**○職員** はい。

**○委員** 留意事項の2で、外来生物の侵入防止対策の実施について万全を期すこととっておられると。

この外来種問題について、同じく留意事項の2の中にある環境監視等委員会、この委員会がどのように機能しているか、県は具体的に把握されているでしょうか。環境監視等委員会、既に4回開かれていますけれども、ここで外来種問題のコントロール、きちんと機能するような形で検討されているかどうか。これは、海岸防災課の皆さんは把握されておられますでしょうか。

**○職員** よろしいですか。

我々、環境監視等委員会の議事概要、そういったものを確認しております、資料の中身も確認しているのですが、先ほどのジュゴンとも同じなのですが、議題として取り上げられているというようなことは、今のところないものと。詳細に、まだ環境監視等委員会において検討がされているというような状況にはまだないというように見ております。

**○委員** わかりました。

ところで、環境監視等委員会の中のどなたが外来種の専門家であるか、把握されておられますでしょうか。

**○職員** どの方が外来種ということではなくて、それぞれ陸域動物であったり、陸域植物の専門家という形での委員が選任されているものと理解しております。

**○委員** (●●に質問)それでよろしいですか。

**○職員** 名前は出てきませんが、委員のどういう方がどの専門かということにつ

いては、昨年度まだ●●に所属していたときに少し調べた記憶はあります。ただ、どなたか専門家だったかということについては、すみません、名前は覚えておりません。

○委員 ●●の昆虫学者の●●さんですね。これは昆虫学者であれば、●●さんは外来種だというのはみんな知っている話です。

ところで、今まで委員会4回開かれていますけど、●●さんは委員会に出席されておられるのでしょうか。●●委員は、外来種問題は彼が随一の専門家ですけど、この●●さんは今までの4回の委員会、出席されておられるのでしょうか、どうでしょうかということです。

○職員 これについては、沖縄防衛局のホームページで開催状況について、いつ開催しますと。それから開催された後に概要はどうでした、出席者は誰でしたというような概要が出ますので、それは把握しておりましたけれども、●●先生が出席しているかどうかについては覚えておりません。

○委員 4回とも欠席されています。

質問を変えますけれども、海岸防災課の皆さんは、辺野古の埋立承認審査とほぼ同時期に、先ほどもありましたけれども、空港の埋め立ての審査を行っておられるわけですね。

那覇空港の滑走路の増設事業のほうについては、アセス評価書ができた段階で、県はアセス法第23条の2に基づいて環境大臣の助言を求め、また民間空港建設を所管している国土交通大臣のほうで、アセス法第22条第1項第5号に基づいて環境大臣の意見を求めていますよね。これはよろしいですよ。

○職員 はい。

○委員 環境大臣の意見と助言はほぼ同様の内容だったのですけれども、その中に、埋立用材及び緑化資材については、島嶼部特有の生物多様性の保全に十分配慮することと、そういう1項がありましたね。

○職員 はい。

○委員 これはとても重要な助言であり、意見だったと思うのですが、ほぼ同時期に埋立承認審査が行われた那覇空港滑走路増設事業については、このように環境大臣の意見、助言があったわけですが、しかし辺野古埋立のほうは、評価書がいつ提出されたかという、この評価書が少し早かった。それから滑走路が何メートルかという部分が、滑走路が那覇空港ほど長くないので、そういうことがあってアセス法のしぼりが両方ともかからず、環境大臣の意見も助言も求めることもされず、したがってそのような意見、助言

は出なかったと。これは、そういう理解でよろしいですか。

○職員 いいと思います。

○委員 しかし、外来種問題は沖縄県にとって極めて重大な問題だと、先ほど来のことであるわけですし、しかも皆さんは同時に審査されていたから、同時に審査されていたということからすると、この外来種の問題も、アセス段階でも気づいておられたと思うので、県はアセスの方法書、準備書、評価書の各段階でも、また埋立承認審査の段階で出された環境生活部長意見でも、外来種問題について繰り返し繰り返し懸念表明されているわけですので、同時並行で進めている那覇空港のほうにならって、新基地についても特に外来種問題について、環境大臣から助言を求めようとお考えになることはなかったのでしょうか。法に基づくものではないですよ。アセス法に基づくものではなくて。

○職員 埋め立ての審査の段階でということですか。

○委員 埋め立ての審査の段階であれ、あるいはその前のアセスの段階であれ、どちらでもよろしいのですけど。

○職員 評価書に対する埋立免許権者としての意見の提出は、平成24年3月27日ですかね。確かそのあたりだと思います。

私と●●が担当になりましたのは、平成24年4月1日ですので、我々が異動してくる前のことですので。

○委員 そうですね。

○職員 すみません、どういう判断があったかということについては、私どものほうでは。

○委員 つまり、法が施行される直前であったということですね。

○職員 はい。すみません、どういう判断で、制度的には聞く義務はなかったと。条文上は、環境大臣の意見を求めるよう努めなければならないという条文になっていたかと思えますけれども、その条文が適用される以前に意見を出しているという状況だったと思います。

そのときに、環境大臣に意見を求めようというような議論があったかどうかは、すみません、ちょっと把握しておりません。

○委員 私は同時並行でやっているのだから、片方で意見を求めるわけですよね。これは法に基づいて意見を求めた。若干遅れているので、4月1日以降ですので。

○職員 同時にというのは、埋め立ての審査の部分でございまして、評価書は。

○委員 ずれていますね。

○職員 かなり前に出ていますので、そこは同時並行ではなかったと思っています。

○委員 アセス法上は、今も●●がおっしゃられたように、助言を求めるあるいは意見を求める必要はなかったわけですが、事の重大性から求めると、地方自治法245条の4の第3項というものがあって、助言を求めるということが可能だったので、事の重大さからやってもよかったのではないかと思います。それは結構です。

それでは、この外来種問題についての質問のあと1つ、最後の質問になろうかと思いますが、2013年12月23日の東京の順天堂大学病院での知事への審査結果の説明の段階で、「△」が1つ残っておりましたよね。まだ、審査が終わってないという。

○職員 はい。

○委員 これは、外来種問題についての審査がまだ終わっていなかったからだとということでしたよね。

○職員 はい。

○委員 翌日の24日に終わった経緯、どんな判断材料が、特に「○」と結論するに至るどんな判断材料があったのですかと、これは以前もお伺いしたわけですが、これについて改めて教えていただけますか。

○職員 先ほどのご説明の中でも申し上げましたけれども、そのときに那覇空港の滑走路増設事業と普天間飛行場代替施設建設事業の公有水面埋立の審査を同時並行で行っていました。ですから、事業者との質疑応答、あるいは関係自治体への意見照会、それからマスコミの対応、それから資料の作成、とりまとめ、そういうものがかなり業務的に入り組んだ形で進んでおりましたので、外来種の問題について、それまで沖縄県で、県外から大量の土砂を埋立土砂として持ち込むというような事例がなかったものですから、それについて環境保全に十分配慮されたものかどうかということについて、いろいろ議論をしていたということであって、ほかの項目については審査が済んだけれども、そこがまだ済んでいなかったということです。

確か第6回のヒアリングでも申し上げたかもしれませんが、私としては、十分配慮されていないというようなところまでは、言えないのではないかなというような考えを持っておりまして、その考えについては、部長には、その当時1日に数回説明といった状況報告が入っておりましたので、そういうような報告はしていたというように記憶しております。

○委員 この審査の埋立承認申請が出たのは2013年の3月22日ですよ。

○職員 はい。

○委員 その直後の3日後ですよ。2013年3月25日、この日付は埋立願書提出から3日後の共同通信の配信。共同通信が情報公開請求で入手して配信したもので、沖縄防衛局の皆さんがなぜ外部の土砂採取業者から調達することにしたかと。それは明確にアセス逃れのためであったと、つまり自分たちが採るとアセスをやらなければならない。でも事業者によらせれば、それはアセスをするのは事業者の責任であって、ということで、その一連の経緯をこの共同通信がすっぱ抜いた、情報公開請求で入手して、これを入手した材料というのは沖縄防衛局の内部文書ですけれども、沖縄防衛局の皆さんは2009年に非公開の事業資材調達検討委員会というものを発足させていて、その議事録を共同通信が情報公開請求で入手して、2013年の3月25日に配信しているわけですね。その配信したもので、明らかにアセス逃れであるということがわかるわけですが、それがわかっている上で皆さんは審査をされているわけですよ。

○職員 私の記憶では、その当時、確か平成23年か平成24年だと思いますけれども、沖縄防衛局は資材の調達に関する検討の委託事業を確か2本、2つに分けてやっております、その報告書の中で、今、委員がおっしゃったような既存の採石場等から調達すると、それはアセスが必要ないからだというような表記にはなっていたと思います。

ただアセス逃れというようにそれを判断するかどうかについては、いろいろと考え方はあると思います。当然、その鉱山法、あるいは採石法に基づいて許認可を得ている、その事業所から調達することについては、環境影響評価法ではその事業に伴う環境影響の予測評価からは除くということになっているということについては承知しておりました。

○委員 この共同通信が配信した議事録を見ますと「アセスに引っかけられない」という委員のコメントがあったりして、アセス逃れだなというように思うのですが、それは置いて、片方でそういう形でやっている中で、沖縄防衛局の皆さんが予定している大口のところ、1番目は門司地区かと思うのですが、3番目が奄美ですね。奄美市の住用町、このあたりの土砂採取、あるいは業者の皆さんがどんな状況かということは、この5月に琉球新報、沖縄タイムスで連日のように報道されていますので皆さんお読みになっていると思うのですが、これは非常に大きな、やはり書かれたことはきちんとやってもらえるという前提を十分配慮と言えるかどうか、正直疑問だということを、これは私の感想ですけど、申し上げました。

私のほうからのきょうの●●への質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○委員長 ほかにどなたかありますか。

○委員 私のほうからよろしいですか。委員の●●ですけれども、私のほうから少しお伺いします。

時間がもう押してきていますので、ちょっと1～2点だけ聞いて、また次回ということにしたいと思いますが、まず知事意見の関係で少しお聞きしたいと思いますが、この環境影響評価書に対する知事意見ですね。皆さんのほうも審査にあたって検討したろうと思うのですけどね。検討したろうと思うのですけど、具体的に知事意見についてどういう形で検討したかということをちょっと教えていただきたいのですけどもね。

○職員 評価書に対する知事意見ですか。

○委員 そうです。

○職員 評価書に対する知事意見の段階では、私は担当ではありませんので、当事者としてのご説明はできませんけれども、私が●●に来て、状況についてどうだったかという聞いた話からしますと、知事意見は2つに分かれて出されております。1つは、飛行場の事業に関する意見ですね。それから埋め立てに関する意見。これは法制度上、埋め立てに関する部分については、免許権者が意見を提示することになっておりまして、飛行場につきましては県の条例に基づく意見ですので、県知事が意見を出すということになっております。

海岸防災課は埋め立ての免許権者として意見を出しておりまして、そのときに当時は環境生活部だと思っておりますけれども、環境生活部に意見の照会をして、確か環境生活部が480や490程度だと思っておりますけれども、県の意見が来まして、それに当時の海岸防災課のほうで審査のプロジェクトチームをつくってございましたので、確か7名程度だったと思っておりますけれども、そのプロジェクトチームで約二十数件程度の意見を、それを加えて五百数十件の意見を埋め立ての免許権者としての意見を出したというような状況だったと思っております。

○委員 それで今のは知事意見を出すまでの過程のお話だと思うのですが、その後、今回の埋立承認申請が出た後の検討状況というのをちょっとお聞きしたいということが趣旨なのですね。

つまり、今回、埋立承認申請を審査するにあたって、知事意見について検討されたと思うのですよ。この環境影響評価書に対する知事意見がアセスの中で出ていますので、検討



されたと思うのですが、それを具体的にどういう見方で検討されたかというのをちょっと、審査の段階ですよ。埋め立ての承認手続きの審査、これを具体的にどういう形で検討されたのかというのをちょっと教えていただきたいというのが趣旨なのですが。

**○職員** 評価書に対する県知事意見については、埋め立ての部分についての意見が平成24年の、私の記憶では3月27日です。空港の部分に環境生活部の意見が確か2月の20日あたりだったと思います。に出ています。これについて私ときょう来ています●●が人事異動で●●に来たのが平成24年4月1日です。

確か4月だったと思いますが、当時の防衛大臣の田中大臣が県知事の免許権者意見も含めてですけれども、意見について検討するために有識者研究会をつくるという発表が確か4月だったと思いますが、ありまして、防衛省のほうで有識者研究会をつくっております。そこでの検討が確か7～8回程度だと思っておりますけれども、現地調査もされまして、平成24年12月18日に補正した評価書が提出されております。

その補正された評価書をもとに、翌年の平成25年3月22日に公有水面埋立承認申請書が出まして、基本的に補正評価書と公有水面埋立承認申請書の環境保全に関し講じる措置を記載した図書ができています。

その評価書に対する知事意見、それは環境生活部がつくった意見と、それから当時の海岸防災課のほうで、漁港漁場課も入っていますけれども、その意見については、確か環境保全図書の第4章に県知事意見に対する事業者の見解ということで考え方が全部示されておりますので、そういった部分も確認して、それから具体的にどういう部分が評価書から変更になっているのかといったようなことも含めて審査したというように記憶しています。

**○委員** 流れは多分そのとおりだと思うのですが、今言った、具体的にどの部分が知事意見を受けて評価書から変わって、それが補正評価書になって、それから願書の記載になってという、ここをどういうように審査したのかという部分をお聞きしたいという趣旨なのです。

**○職員** これについては具体的にどういう部分を修正したかということについては、確か報告書の形か何かで記載されたと思いますので、そういったものを確認したと思います。

**○委員** 報告書の形でというのは、これは願書の中にあるという趣旨ですか。

**○職員** 願書だったか、あるいは有識者研究会の最終報告書だったかですね。それから、具体的にはどこが変わったかということについては、当時の環境生活部でもチェックしていますし、我々のほうでも、いわゆる当初の評価書、あるいは県知事意見を受けて補正し

た部分がどうなっているかということについてはすべてチェックしていたと思います。

○委員　すべてチェックしてというように思うということなのですからけれども、これは先ほどお話があったように、知事意見の項目は400以上、500などあるわけですね。

○職員　はい。

○委員　これについては個別的に、まずどうのように検討したのかということや少し聞きたいというのは、他の部局、例えば環境生活部などに検討を依頼したり、あるいはやりとりをして検討したのかどうかなど。

○職員　いえ、環境部局、今は環境部ですけれども、当時は環境生活部ですね。環境生活部は免許権者である土木建築部から意見の照会を受けますので、そのときに意見を出すと。意見を出す場合に、評価書に対して環境生活部として出した、県知事意見として出した意見がどうのように反映されている。あるいは反映されていない。あるいは反映されているけれども、どこがまだ不十分だと。意見を出すためには、そういう自分が、要するに県知事意見として出したものについて何がどう対応されているかを把握しないと意見は出せません。したがって、環境生活部としては当然それをやると。我々のほうでも当然、土木、免許権者としての知事として意見を出しておりますので、これについては私と●●のほうメインでしたけれども、具体的にまずどうい意見を出したのかと、それについてどうい対応がされているかということについて一つ一つチェックしたというように覚えております。

○委員　一つ一つチェックしたというものは、具体的にはどうい形でチェックしていたのでしょうか。

○職員　先ほど申し上げましたけれども、県知事意見に対する事業者の見解というものが出ています。その見解、今確認したら12章ですけれども、この12章の中に、これについて県知事意見が出たので、これについてどうい検討をしましたと、検討した結果、実際の補正評価書にはどういように反映されていますというように記載されていますので、その内容を確認するということです。

○委員　主に12章ですか、今の。県知事に対する事業者の意見。

○職員　はい。免許権者として県知事が出した意見に対する対応状況というのはそういうものでチェックしたということです。

○委員　ということですね。

○職員　はい。

○委員 その事業者の意見が出ているので、それを見て、どういうようになっているかというのをチェックしたということですか。

○職員 はい。

○委員 独自にチェックリストみたいなものをつくってやっているわけではないわけですか。例えば知事意見の項目が400や500ありますよね。

○職員 ですから、その500項目すべて意見に対する事業者の見解というものが出ているということです。ですから、それに該当する部分を見れば、事業者として意見に対してどう考えたかということがわかるということです。どうのように修正されたのかがわかるということです。

○委員 そうすると、事業者の意見が出てきました。それを読みましたと、チェックしましたと。それでもう大体全部オーケーというか、知事意見が指摘している部分については大丈夫という考えを持たれたわけですか。

○職員 いや、それをさらに確認する必要があるということで、4次にわたる質疑応答をしたということです。

○委員 というようなことをしたということですか。

○職員 はい、そうです。

○委員 そうすると、そこで出ていること以外は、その事業者の意見、これでいいだろうと。特に問題はないだろうという判断だったということですか。

○職員 その部分について質疑応答の中で確認する必要はないというような判断だったと思います。

○委員 というのは、一応、これもまた先ほども出ましたが、環境影響評価法の33条の3項で、これはいわゆる知事意見も審査の基準になるというような趣旨の規定になっていると思うのですね。ちょっと読んでみますけど、「対象事業に係る免許等であって対象事業の実施において環境の保全についての適正な配慮がなされるものでなければ当該免許等を行わないものとする旨の法律の規定があるものを行う者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面」、これは知事意見ということになると思いますけども、「に基づいて、当該法律の規定による環境の保全に関する審査を行うものとする」ということになっていて、多分この規定からすると、知事意見が、ここに書いてあるように、「に基づいて審査をする」ということになっているので、知事意見で今回、環境保全は不可能であるという、一応、結論が出ていますよね。

○職員 はい。

○委員 ですよ。

○職員 はい、そういう意見が出ています。

○委員 出ていますよね。

○職員 はい。

○委員 だから、本来であれば、それに準ずるような結論に審査の中でもなるのではな  
いかという考えが出てくると思うのですよね。

○職員 はい。

○委員 ただ、今回は一応これは適だと、承認要件を満たしていると、環境保全の関係  
でも。という結論になっていますでしょう。

○職員 はい。

○委員 ですから、そこでの出だし、出だしというか、この法の規定で知事意見が基準  
になりますよという規定があるのだけでも、結局、適になる、承認要件を満たしている  
という判断の中で、それはどういう理由でそこが適になったかというのは、1つ問題になり  
得る問題だと思うのですね。

○職員 この「評価書の記載事項及び第二十四条の書面」、この「第二十四条の書面」  
というのは、いわゆる評価書に対する県知事意見です。今回の場合は、県知事意見を踏ま  
えて有識者研究会で8カ月程度の検討が行われて評価書が補正されたと。

ですから、その意見に基づいて補正された評価書について我々は審査をしているという  
ことです。ですから、補正される前の評価書であれば、「環境保全を図ることは不可能と  
考える」と、先ほども出ましたけども、不可能と考えるというのは前文でありまして、以  
下のような点があるからということで、具体的に不可能と考える根拠ですね。根拠につい  
て事業者がどのような考え方でそれは対応したかという点を見ることになると思いま  
す。

私がこういうことを申し上げるのは不適切かもしれませんが、例えば環境から環  
境保全を図ることに懸念があるということをもって、これは当時の土木部長も議会でそう  
いう答弁をしていますけども、懸念があるということをも理由に免許を拒否するということ  
については、言葉だけです、ですけども、その言葉だけをもって拒否するということに  
ついては、合理性としてどうか。我々、その当時、審査をしている者としましては、当  
然、環境生活部から出ました意見というものについては非常に重く受け止めておりました

し、それについて事業者に見解を求めて、見解に対して、まだよく把握できていない部分があれば再質問するという形で質疑応答はしました。

それを踏まえて、我々としては審査表の中にありますけれども、例えば十分な対策がとられているかという個別の項目がありますけれども、そういう点について照らし合わせて判断した結果、とられていると、○だというように判断したということです。

**○委員** 今のご説明で、環境生活部の意見はとりあえずまた置いといて、知事意見のほうに絞ってお聞きしますけれども、説明の趣旨はわかるのですけれども、今の説明は知事意見の後に補正評価書が出てきましたと、自分たちの審査の対象はこの補正評価書ですよということですよ。

**○職員** はい。

**○委員** それはその流れ的には確かにわかるのですけれども、ただ、その考え方が成立するためには、評価書があって知事意見で出された400や500の指摘事項が補正評価書できちっと全部その対応が十分されているというのが前提になると思うのですよね。

**○職員** はい。

**○委員** ですから、その補正評価書を検討しましたというだけではなくて、やはり知事意見について指摘事項がその補正評価書、あるいは願書を含めて、最終的には願書ということになるのだと思うのですが、によって十分クリアされているのか。十分対応されているのかということをおある意味では厳密に検討しないと、結論的に知事意見では環境保全は不十分だと。その理由として、個別の項目を400、500出しているわけですから、その皆さんの説明だと、この400、500をクリアしたから大丈夫という説明ですよ。今のあれは。

**○職員** いえ、よろしいですか。

**○委員** はい。

**○職員** その意見も踏まえて、それから評価書の、すみません、最初に我々が審査するのは環境保全図書ですけども、環境保全図書の内容について審査したということです。意見に対する対応だけではございません。

**○委員** だから、もちろんです。知事意見はいわゆる検討すべき事項の1つで、それ以外は検討する必要はないということではないのですが、ただいずれにせよ、重要な検討事項ということにされていると思うのです。法律的には。

**○職員** はい。

**○委員** ですから、皆さんのご説明の中では、知事意見の結論は、文言上は環境保全は不可能だと言っているけれども、その根拠、理由は、個別のこういう事項があるから不可能だということを言っているのだと。ですから、それを一つ一つ全部潰していけば不可能という理由がなくなるでしょと。だから承認をすることもできるのだという説明ですよ。

**○職員** その事業者が意見を踏まえて補正しているわけですね。我々としては補正評価書、それが環境保全図書になっておりますので、その内容について審査したということです。

ですから、当然、評価書の前には準備書に対する意見も出します。あるいは方法書に対する意見も知事意見を出します。ですけども、最終的に我々が審査するのは、環境保全図書、最終的にできあがったものと、それからその前に県知事が評価書に対して言った意見、それからさらに環境保全図書に対する環境生活部長意見、改めて求めましたので、そういったものも含めて審査したということです。

**○委員** その審査の対象がそういうものを審査するというのは当然わかるのですが、環境保全図書などを審査する。ただ、その理屈を厳密に言えば、この願書の中の主要なものとしては、環境保全図書と知事意見だろうかと思うのですよ。環境影響評価法の趣旨からするとですね。

**○職員** はい。

**○委員** 今おっしゃった、説明したのは、知事意見は知事意見としてあるけれども、自分たちの審査というのは、その願書に対する環境保全図書だから、それを審査しましたというお話かと思うのですけどね。

**○職員** 知事意見に対する考え方がきちんと記載されておりますので、ですから、その記載内容を踏まえて具体的にどういう対応がとられているのかと。それから、それを踏まえて、最終的にどういう補正が行われたのかと、その結果、予測評価が適切かと、あるいはその環境保全措置として適切かと、あるいは環境に影響がどの程度及ぶのかと、そういったものを審査しました。

**○委員** だから具体的にどう審査したかという、先ほどは知事意見に対する事業者の意見、見解が出ていると。それをまず検討して、それで疑問になったものについては、1次から4次の質問を出したと、そういうお話でしたね。

**○職員** はい。

**○委員** そこで出てないものは、特に知事意見に対する対応としては問題ないという判

断だったのですかというのを私が聞いたわけですね。

○職員 問題ないという判断に、結果的にはなっているかと思います。

○委員 結果的にはね。

○職員 はい。

○委員 結果的にはというと、そこまで考えて1次、4次の、そこまで考えてというのは、知事意見との関連をそこまで考えて1次から4次の意見を出したわけではないということですか。

○職員 すみません、私がこういうことを申し上げていいのかどうかわかりませんが、我々は3月からですから約9カ月、申請書の内容について詳細に調べて、それから関係部局にも意見を照会してやりました。

ですから、今、委員がおっしゃるような形で意図的に何か我々がミスがあるかのような言い方をされることについては、私としてはちょっと心外です。

我々としてはきちんと、私も環境部出身ですから、環境影響に何か問題があれば、当然それは指摘します。環境保全上、支障があるということになれば、それはそのことをもって埋め立ての不承認ということも当然、その当時はあり得るというように考えておりました。

しかしながら、我々としては審査をしていく上で不承認にするべき、するための何らかの問題、あるいは何らかの環境保全上の支障、それを我々としては審査の結果、見つけれなかったというのが現状です。

○委員 ●●、私が聞いているのは、別に皆さんが。

○職員 はい。具体的にどこのどの文章が環境保全上に支障があるというように今、お考えなのでしょうか。具体的に言っていただきましたら、それはお答えすることは私、可能だと思います。

○委員 私が聞きたいのは、知事意見に対する検討状況がどうだったかということを知りたいわけですよ、最初から。

○職員 ですから、それは先ほど申し上げておりましたとおり、きちんとその申請書の中にそれに対する考えが示されていると。それをもって我々はその考えを、見解をきちっとすべて確認をして、それからそれが補正評価書にどのように反映されているかと、これも見ました。それからその申請書に対する環境部局の意見も聞いています。もし環境部局が不可能であると同じように思っているのであれば、そのときにもそういう意見が来たのでは

ないかと私は思っております。

**○委員** 私たちはその事実関係として、そういう意見を持つこと自体について云々しているわけではないのですよ。ただ事実関係として、どういう検討の状況だったのですかと、具体的には1次から4次の質問で聞きましたとおっしゃっているわけですよ。だからそれでは聞いてないものについては問題はないという判断だったのですかとただ聞いているだけなのですよ。

**○職員** これについてはQ&Aでペーパーで聞いたのもありますし、それはこの4回の回答については事業者にヒアリングをしましたので、そういう面で口頭で聞いたのもございます。

最終的には、当然といたしますか、結果的にですけれども、県知事意見について対応がされていると。されてない部分も仮にあったかもしれませんが、我々としては公有水面埋立法第4条第1項、それから行政手続法に基づいて平成6年に定めた公有水面埋立の免許基準、承認基準ですね。それに適合していると判断したということです。

**○委員** ちょっと時間を越しましたので、きょうはこの程度にします。

**○委員長** では1点だけ。今、委員の質問にお答えして、口頭で防衛局のほうに対してヒアリングをされたと言っていましたでしょう。

**○職員** はい。

**○委員長** そのヒアリングの結果は当然残っているのでしょうかね。

**○職員** 残っておりません。

**○委員長** 残っていないのですか。

**○職員** はい。

**○委員長** 皆さんはそんな重要なヒアリングをして、そのヒアリングの内容は残さなかったのですか。

**○職員** ヒアリングといいますのは、4次にわたる質問をしましたので、その回答について口頭で説明を受けるというようなことです。その中で別途、そのやりとりの中で質問に付随する事項を確認したことはありました。

ただ、それはヒアリング事項としての議事録は残っておりません。そもそもつくっておりません。

**○委員長** 私も役所の仕事の関係では長いのですが、皆さんたちはそういうようにたとえ質疑事項について口頭で聞いたという程度でも、そのヒアリングの内容を議事録とい



うかはともかく、メモも何も残さないのですか。

○職員 残しておりません。

○委員長 あなたの仕事のやり方は常にそうですか。

○職員 答えるべきですか。

○委員長 いいですよ。

○事務局 特に調整する過程において。

○委員長 いいですよ。あなたの意見を聞いているのではないです。●●の意見を聞いているのです。それだけの話です。

ここで聞かれたことは当然、答えるべきだと考えてほしいのですけれども。

○職員 埋立承認に関するご質問については誠心誠意答えているつもりです。一般論について、私がここで答える義務があるかどうかについては、検討の上、お答えします。

○委員長 これは一般論ではないでしょ。今、この問題に関して聞いたのです。

○職員 すみません、私は委員長から、「すべてそうですか」というように聞かれたと思いますので、この審査以外のことも含まれるのかと思いました。

この件については、この審査の段階については、今、お手元に提出している、確か1から30幾つかまであるかと思いますが、そういった資料が当時、我々がつくった資料で記録として残っているものでございます。

○委員長 では、検討した上でもう1回、次回答えてください。結構です。終わります。

○職員 何についてですか。

○委員長 いえ、今の話です。あなたは検討した上で回答するという話をしたわけですよ。回答するかどうかを。

○職員 すみません、もう一度、そのご質問の内容を念のため確認させてください。

○委員長 いいですよ。あなたはこの問題についてヒアリングのメモをとらないと言っていましたけど、通常、あなたたちの仕事はそういうようなやり方で、こういう問題をヒアリングしているときにもメモをとらないのですかと、そういうことです。そういうものは残ってないのです、記録がね。そこだけを確認したいだけですが。

○職員 これは通常の範囲をどこまでとるかだと思いますけれども、我々としては4回、回答がありましたので、その都度、ヒアリングを受けましたけれども、そのヒアリングの内容については記録としては残していないということです。

○委員長 ですから、この4回はそうだったと。それから一般的にそういうようなもの

はやっていないのかどうかと、これ以上、意見のやりとりをしてもしょうがないので。

○職員 すみません、一般の範囲がよくわかりません。

○委員長 自分の考えで結構ですよ。一般の範囲をこういうように理解して、こういうように回答しましたということで結構ですから。

○職員 先ほどもお答えしましたけれども、当時、我々が検討し、あるいは公表し、あるいは知事等に説明した内部資料については、今、既に提出している資料、1から30幾つかまでと思うのですが、それ以外にはないものと私としては思っております。すべて提出するよという指示がありましたので、すべて提出いたしました。それ以上のものについては、少なくとも私は作成しておりませんし、その当時、いろいろ探しましたがけれども、なかったというように記憶しております。以上です。

○委員長 いいですよ。どうぞそれで。

○職員 よろしいですか。

○委員長 はい。

(関係職員退室)

~~~~~

○委員 次回、漁港漁場課に簡単な質問があるので一緒に参加してもらえますか。

○事務局 はい。

○委員長 ヒアリングは一応、これで終わります。

次回の予定等について何かご意見はありますか。

○委員 次回は、今回と引き続き私のほうで少しヒアリングをしたいと思っていますので、あと私のほうで聞いて、そんなに長くはならないかもしれませんが、次回で最後になるかどうかというところだと思いますので、これを聞きたいというのがあれば準備していただいていいのではないかと思いますけど。

○委員 もしかしたら、私のほうはきょうの議事録ができたところで補足の質問を若干させていただきます。若干だと思います。

○委員 きょう1つお聞きしたいことがありますけれども、短時間で済みますので1点だけ次回質問させていただきます。

○委員長 別に1点ではなくても、ご遠慮なく。

○委員 現段階で1点です。

○委員長 サンゴや藻場などは、委員、これは十分に配慮、検討されているのでしょ

か。彼も、いわゆる空港はかなり具体的に非常にしっかりしているのだけれどもというようことはおっしゃったのですが、どうもそのへんは委員、何かどういようにお考えですか。

**○委員** 実は私が質問したかった点はその周辺なのですけれども、環境影響評価の、特に生態系、あるいは生物多様性に関する中身というのが、正確な時期は忘れましたが2000年前後に整理されまして、指針という形だったのでしょうか。詳しいものが出版されたのですね。これはそれにのっとして評価が行われています。のっとしてというのは、項目がそれにのっしているという意味で、中身がそれで満足かどうかというのは、おそらく人によって違うかもしれません。

ただ非常に新しい情報、考え方が取り入れられた指針なので、おそらく事業者、あるいはそこに依頼されたアセスの会社も、あるいはそれを評価する県の皆さんもとても大変な作業だったろうということは十分に推測できます。ですけれども、その中でどのような情報が足りないなど、ここは十分に調査されたかという部分は精査をして、どこをどのように、しかも委員の質問にあったように、より定量的に考えるべきだというような指示も出ておりますので、どういようのことを考えて評価に至ったかという部分をもう少し質問したいと思っております。私としては、その定量的な評価というのは十分だとは思っていません。

**○委員長** それはジュゴンについてといようことですか。

**○委員** いえ、違います。

**○委員長** サンゴ、藻場ですか。

**○委員** 全体です。言葉としては生態系の中の食物連鎖や、それから食物連鎖の中でも上位種など、なんといよう言葉だったでしょうね。幾つかのカテゴリーに分けて記述するよう指示があるのです。確かにそのようになっています。ただ、それぞれの個々の記述にとどまっいて、全体がどういようになっているかといよことを定量的に記載がされていよとは思えません。

それから、最後のほうでは生態系機能といよ言葉が使われていて、生態系にはこんな役割があるといよことを調べなさいといよ指示が指示の中にあります。例えば物質循環機能や、生物生産機能など、非常に一般的にはわかりづらいい言葉なのです。でも指示されている以上、そこはより正確に記載してほしいですし、県側もそこを評価してほしいのですが、そのあたりがどういよ議論だったのかといよことは、ぜひ次回伺いたいと思っいて

ます。

**○委員長** はい。

ほかに何かありますか。よろしいですか。

**○委員** 次回はこんな感じとするとして、この報告書案を少し説明していきたいと思えます。一応、私のほうから説明させていただきます。

前回の委員会で、この弁護士の3人、委員長を含めて3人で原案的なものをつくって提出するというものでありましたので、つくって今回お配りしています。

簡単にその構成等をご説明しますと、前半の1ページ、2ページ、3ページあたりは形式的なところで、4ページ、5ページは経過を時系列に書いたものです。

それから5ページの第3は、今回の検証の対象と方法ということで、公水法の要件を指摘した上で、それから6ページですね。沖縄県の審査基準についてこれで説明しています。7ページは審査基準の概要ということで、形式的な審査と内容審査ということです。今回は基本的に内容審査ということですね。

それから7ページの3から、今回のヒアリングで具体的な承認の稟議の過程がある程度わかったので、それについてこの流れを書いていると。

8ページの(2)で、その承認の決裁で決裁稟議書が上がってきて、それに内容審査や、それから別添資料等が付いていますよと。これを今回は、基本的にこれを主な検証対象ということになるのではないかとということで、流れで書いております。

その上で、あと具体的な検証に入りますが、この9ページの第4、検証項目1－「埋立の必要性」についてですね。この1の部分が審査基準の内容を説明しまして、2が留意事項ということで、これはいわゆる「港湾行政の概要」というテキストブックにそういう留意事項が書いてあるので、それを書いたと。

それから10ページの3、この留意事項等を見ると、今回の場合、いわゆる米軍基地のための埋め立てということになるので、沖縄における米軍基地の歴史、それから現状等を把握しないといけないということで、これから以降は米軍基地関係のことを書いております。

その内容は、沖縄県の知事公室の基地対策課が発行している「沖縄の米軍基地」から基本的に引用してまとめてあります。これが11ページ、12ページ、それから13ページ、14ページ、15ページと続きまして、それから16ページが基地の現状について書いてあります。その73.8%など、基地の過重負担の現状も少しわかるように書いてあるという部分ですね。それから、17ページが(2)で海兵隊という部分で、海兵隊の状況を、同じくこのものから

引用して書いてあると。それから18ページが今回の普天間基地についての概要を書いているという部分です。

それから20ページの6から必要性についての具体的な検討に入るわけですが、願書の中の「埋立必要説明理由書」がどういう内容になっているかということをもっとここで記載しておきまして、特に21ページの上から3行目に、【国外、県外への移設が適切でないことについて】この下線を引いている部分で、その理由を書いているという構成になっておりますので、それを書いてあると。

22ページ、上の(2)ですね。「以上のように」から、この願書の中の必要説明理由書は、必要性について、ここに①、②、③とあるように、理由を端的にまとめると、①抑止力論、②地理的優位性論、③一体的運用論という感じで、そういう内容での理由づけになっておりますので、そこを指摘して。

それから7が、こういう願書の理由書についての従前からの沖縄県が提起している疑念をまとめてあると。これは従前、こちらで資料としても配付してある沖縄県と防衛局のやりとりを主にそこでの沖縄県の問題提起をここで書いてあると。それが23、24、25で、これは具体的に説明理由書のところ、抑止力論や地理的優位性論など一体的運用論について具体的な疑念を提起しておりますので、そこを書いてあります。

それから、25ページの8は、今回の審査結果ですね。ここまではある程度客観的な内容をおさえて書いてきたという感じになっているかと思えます。

それであとは26ページの9、今回の評価はどうかということですが、我々弁護士のお考えでは、普天間移設の必要性という理由は書いているのだけれども、そこから直ちに辺野古移設が必要だと、辺野古の埋め立てが必要だという、そういう論理的なつながりが果たして明確なのかというのは非常に疑念があるのではないかというのが1点。

それから2点目が、審査の内容として、結局、ヒアリングの中にも出ていますが、この必要性についてはほとんど検証らしい検証をしていないというようなものが出てきておりますので、その審査としてはかなり不十分なのかなという内容になっているのではないかとこのところでとりまとめをしたいというように思っております。

あとは今のところ、第5、第6、第7。第5が1号要件、それから第6が2号要件ですね。それから第7が3号要件ということになっておりまして、2号については若干まだヒアリングが残っていると思いますが、3号については概ね終わっているので、これについても準備して、次回までに内容を具体化したものを示したいと思っています。以上です。

それで、この説明の方向性でよければ、また次回に内容的なものを記載したものを提出したいと思っております。

**○委員長** 非常に量が多くて、時間もあれなので、きょうは芽出しという感じで少し検討していただいて、今この場でちょっとこれを聞きたいというものがございませうか。

**○委員** 大変ご苦労された様子がよくわかって感謝しているのですが、報告書は、私の印象ですけれども、今、議論しているポイントに絞ったほうがわかりやすいのではないかと思うのですね。

そうすると、沖縄の歴史など、あるいはさまざまな現状を書いていただいておりますが、それはむしろ添付資料として、扱いは別にして、別の資料にしたほうが報告書そのものとしてはすっきりするのではないか。また分量も薄くなりますので、また読むほうも議論の筋がわかるのでいいのではという印象を、拝見しているときは受けたのですけれども、いかがでしょうか。

**○委員** そうですね。

**○委員長** きょうは今すぐこれについてどうというか、ご意見を少しいただいて。ほかに何かもしありましたら。

**○委員** 委員のご意見と同じものになるのかもしれませんが、やはりきちんと、これだけ委員が書いてくださったのはとても大事だなと思うのですが、最終的には例えば1枚でわかるようなものをつくってからでもよろしいのだと思いますけれども、これを全部ということですとちょっとしんどいので、1枚で知事にも説明ができる、県民にも説明ができるような、どういう結論だという、言ってみれば結論でしょうかね。それをやはり必要とするのではないかというような。

**○委員** そうですね。ちょっと考えてはみますが、ただ結局、結論というのは書くことになりますので。結論というのは、多分まとめた形でも書く、個別の要件についても書く、まとめた形でも書くので、その部分で1枚以内での結論というのは、それを見ればわかると思うのですね。ただどういうイメージかというのがありますので、少しまた協議をしてということはやっていきたいとは思いますが。

**○委員** はい。ご苦労様です。

**○委員** (冊子「公有水面埋立法と土地所有権」)きょうこれをいただき、机上で読ませてもらって、ぴったりのこの281ページに第5章 総括一県知事の辺野古埋立承認の法的瑕疵一という題名、あれっと思ったのですけれども、すみません、これはもちろん研究報告

ですから読ませていただきたいと思うのですが、何かやっぱりこういうものが学会としても取り上げられて検討が進んでいるというように理解していいのでしょうか。

**○委員** 私もきょう、●●さんの、この方の、これはきょう見たばかりなのでなんとも言えないのですが、ちょっと中身を見ないとなんとも言えませんね。多分、法律家などの間でもかなり関心はありますので、それはこういう検討がいろいろな学者の間でされているのはあるのではないのでしょうか。

**○委員** とにかくびっくりしました。ここで議論している承認の法的瑕疵などというのがタイミングよくピタッと出てきたので。

**○委員長** おそらく行政法の専門家はこの問題自体もそうなのですが、少し前に沖縄県が辺野古のあれをしばらく調査するまで止めろというようなあれをしたときに、防衛局が農水大臣に「まあいいのではないですか」というようなあたりから、いわゆる行政法の学者の関心を引いているみたいで、そばから見てどんどんこのあたりを論じたりやったりしているような部分があるみたいなので、その関連の中で、名前からいって沖縄の方ですし、やっぱり関心がおありになって検討されたのではないのでしょうかねと、ただきょう初めてこんなのがありますと配られたものですから、中身を知らないのです。

今の委員のご意見も実をいうと、みんな意見をもらいたかったのは、おそらくこれからこれについてボリュームをどうするのか、形式をどうするのか、それからどういう理屈になるのか、それをいろいろ委員でディスカッションしてまとめていかなければいけなくなると思いますので、そういう意味でいくらか委員の方のイメージしている考え方を出示してもらったほうが、次回もまたその話を、そういう意見もあったな、ああいう意見もあったなということで参考にしながら考えられるということで、そういう趣旨でよろしいでしょうか。

**○委員** はい。

**○委員** もう1点別のことで。

**○委員長** どうぞ。

**○委員** 最近の新聞によりますと、私たちの委員会から承認の取り消しが提案されるやされないなどという文言が目につくのですけれども、私たちはそれを依頼されてはいないと思うのですよ。法的な瑕疵があったかどうかを依頼されているのであって、あまりあの言葉がひとり歩きすると、ちょっと困ったものだと思うのですが、どこかで釘を刺すようなことはできるのでしょうか。

**○委員長** 委員のおっしゃるとおりなのです。ですから、どうしてマスコミってあんなに先行するのでしょうか。あれって何か、いわゆる一種の世論調査もしましたという感じ、1,000名程度のあれで、そんなことを言っていますでしょう。

ですから、お願いもしないことをどんどん先行してやっているのですが、ただこれをやるなということは理屈上はちょっと言えないものですから、ですから、そういうことにならないように、記者会見するときには、やはり我々の言質を取られないことや、それからいわゆる本当の話として、ここで今、調査の段階で結論について話し合うということもしていませんから、そういうもので当然言えないから、調査中ですよというような話しかしないのですけれども、それでもそういうことを言っていると。

ですから、その点はもう委員のおっしゃるとおりで、全然、県のほうからもなんともならないでしょう。書かないでくださいと言うわけにもね。

**○事務局** 実はきょうもあるマスコミが、今、お話になったように新聞にそう載っているのですけどという話があったりして、一応、第三者委員会という役割は瑕疵を検証するものですよという話まではやってあります。ですから、もしかするとまたそういった報道は受けて、そのときまた質問が出るかもしれないですね。

**○委員** この第三者委員会は何か権限があるわけではないので、そういう瑕疵の有無を検討して報告書を出すまでの役割しかないのです。

**○委員** 余計なことを言いました。

**○委員長** いえ、大事なことです。その点は、再三再四、我々はそういう意見を出して、それから先は県のほうが考えることですよということで、一貫してお答えさせていただいているのですけど、これは正直いうと、期待されてもその機関の性格が違うから困るんですよねという、そういうような形なのですけどね。

**○委員** 委員長にご苦勞をかけます。

**○委員長** いえいえ。何かアメリカの特別検察官のように何らかの摘発権限があるなど、それだったら話は別なのですけど。

ということで、きょうはどうもご苦勞様でした。

**○事務局** 今回は6月17日・水曜日、きょうと同じ時間で、この場所ですべてとなっていますのでよろしく願いいたします。

(午後5時37分 閉会)

### 3. 閉 会